

適用 4

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。
(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

毎年1回定められた時に標準報酬月額を見直すとき

『被保険者報酬月額算定基礎届』

標準報酬月額は、被保険者の資格を取得したときに決定されますが、その後は年に1回定時（毎年7月1日）に原則として被保険者全員について決定し直すことになっています。

【手続き】

- 各事業主の健保担当部署で作成後、健保組合宛に提出して下さい。
平成24年4月以降は、KOSMO Webからのデータアップロードでご提出をお願いしています。
- 提出期限 — 7月1日から7月10日まで。

〔作成上の注意事項〕

- 対象となる月—4月、5月、6月の3ヵ月間（3ヵ月の支払報酬の平均額により決定）
- 改定となる月 — その年の9月1日から適用

毎年、6月に健保組合より送付しております連絡文書をご参照下さい。